

## 令和6年度夏季手当について

### 1 支給月数

(A) 再任用職員以外の職員

○ 期末手当 特定管理職：1.025月 特定管理職以外：1.225月

○ 勤勉手当

(1) 校長、所長、准校長及び園長

原資 月数	勤務成績による支給月数				
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
1.225	$1.213+2\alpha+2f$	$1.213+\alpha+f$	1.213	1.080	0.959

(2) 副校長及び教頭

原資 月数	勤務成績による支給月数				
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
1.225	$1.225+2f$	$1.225+f$	1.225	1.092	0.971

(3) (1)、(2)以外の教育職給料表適用者

原資 月数	勤務成績による支給月数				
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
1.025	$1.025+6f$	$1.025+4f$	$1.025+f$	0.981	0.937

(4) 教育職給料表適用者以外

原資 月数	勤務成績による支給月数					
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	
					C	D
1.025	$1.025+2\alpha+6f$	$1.025+\alpha+4f$	$1.025+f$	0.963	0.913	0.875

(B) 再任用職員

○ 期末手当 特定管理職：0.5875月 特定管理職以外：0.6875月

○ 勤勉手当

(1) 校長、所長、准校長及び園長

原資 月数	勤務成績による支給月数				
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
0.5875	0.5875	0.5875	0.5875	0.5205	0.4595

(2) 副校長及び教頭

原資 月数	勤務成績による支給月数				
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
0.5875	0.5875	0.5875	0.5875	0.5205	0.4595

(3) (1)、(2)以外の教育職給料表適用者

原資 月数	勤務成績による支給月数				
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
0.4875	0.4875	0.4875	0.4875	0.4655	0.4425

(4) 教育職給料表適用者以外

原資 月数	勤務成績による支給月数					
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	
					C	D
0.4875	$0.4875+2\alpha$	$0.4875+\alpha$	0.4875	0.4605	0.4465	0.4385

### 2 支給日 令和6年6月28日(金)

勤勉手当の支給月数について

1 教育職給料表適用者

	相対区分	再任用職員以外	再任用職員
校長、所長、准校長及び園長	第1区分	1.519	0.5875
	第2区分	1.366	0.5875
	第3区分	1.213	0.5875
	第4区分	1.080	0.5205
	第5区分	0.959	0.4595
副校長及び教頭	第1区分	1.451	0.5875
	第2区分	1.338	0.5875
	第3区分	1.225	0.5875
	第4区分	1.092	0.5205
	第5区分	0.971	0.4595
上記以外の教育職給料表適用者	第1区分	1.085	0.4875
	第2区分	1.065	0.4875
	第3区分	1.035	0.4875
	第4区分	0.981	0.4655
	第5区分	0.937	0.4425

## 2 教育職給料表適用者以外

	相対区分	再任用職員以外	再任用職員
学校事務職員 事業担当主事 (1級～5級)	第1区分	1.119	0.4915
	第2区分	1.086	0.4895
	第3区分	1.039	0.4875
	第4区分	0.963	0.4605
	第5区分	C	0.913
D		0.875	0.4385
管理作業員 給食調理員 事業担当主事補 (1級～3級)	第1区分	1.131	0.4915
	第2区分	1.094	0.4895
	第3区分	1.041	0.4875
	第4区分	0.963	0.4605
	第5区分	C	0.913
D		0.875	0.4385
学校栄養職員 (1級)	第1区分	1.119	
	第2区分	1.086	
	第3区分	1.039	
	第4区分	0.963	
	第5区分	C	0.913
D		0.875	

## 3 勤勉手当の支給総額を超える場合の調整

- ・上記の支給月数で支給する場合の勤勉手当支給額の総額が、条例により定められている勤勉手当の支給総額（支給対象職員の勤勉手当基礎額に扶養手当及びこれに対する地域手当を加算した額に対し、原資月数を乗じて得た額の総額）を超える場合は、超えないよう月数を調整する。